

◎新潟県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市矢田字一ノ沢2672、2682、2682の1、2683から2698まで、2698の子、2699から2701まで、2701の子、2702から2709まで、2709の1、2710から2714まで、2714の1、2715から2718まで、2722、2726から2728まで、字萩弦根2771、2772、2779から2791まで、字犬転2792、2792の子、2793、2793の子、2794から2797まで、2797の1から2797の3まで、2798から2802まで、2802の1、2803から2811まで、2811の1、2812から2817まで、2819、2820、2820の子、2821、2822、2822の1、2823から2826まで、2827の1、2828の1、2829、2830、2830の子、2831、2832、2832の子、2833の1、2834の1、2835の1、2836の1、2837から2842まで、2842の子、2843、2844、2844の子、2845から2847まで、2847の1、2848から2856まで、字蓼畑2857から2866まで、2866の子、2869から2877まで、2879、2888から2892まで、2892の1、2893から2895まで、2895の子、2896、2897、2897の1、2898から2900まで、2900の1、2901、2901の1、2902から2907まで、2907の1、2908、2908の1、2909、2909の子、2910から2912まで、2912の1、2913、2913の1、2914の1、2915の1、2916、2916の子、2917、2917の1、2918、2918の子、2919から2945まで、2949、2950、2953から2959まで、2959の1、2960から2965まで、2965の1、2966、2966の子、2967から2970まで、2970の子、2971から2987まで、2987の1、2988から2990まで、2990の1、2991、2992、2992の子、2993、2995から2999まで、2999の1、3000から3002まで、字土入3003から3019まで、3019の子、3020から3026まで、3026の1、3027、3027の1、3028から3030まで、3035から3043まで、3043の子、3044、3045、3045の1、3046から3050まで、3050の1、3051から3056まで、3056の子、3057、3058、3058の2、字葎畑3059から3072まで、3072の子、3073から3079まで、3079の子、3080から3086まで、3086の子、3087から3091まで、3092の1、3093から3096まで、3097の1、3098から3108まで、3108の子、3109から3115まで、3115の子、3116、3117、3117の子、3118、3118の1、3119から3124まで、3124の子、3125、3126、3127の甲、3127の乙、3128、3129、3129の1、3130から3132まで、3132の子、3133から3137まで、3137の子、3138、3138の子、3139から3143まで、字三ノ坂3147の1、3148から3157まで、3158の1、3159から3173まで、3174の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）